

清瀬市立清瀬第三中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

清瀬市は「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をスローガンとし、社会を構成する全ての人々が、自他の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくりを目指しています。

学校においては、全ての教育活動を通して、子供たちが自分や友達の良さに気付き、尊重し合い、支え合う心や優しさや思いやりをもって接するなど、豊かな心を育成することが大切です。

しかし、昨今、いじめが大きな社会問題となり、これまで、国や都、各学校が様々な対応を重ねてきました。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

こうした中、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

そこで、本校では、学校・家庭・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「いじめ防止対策推進法」及び「清瀬市いじめ防止基本方針」を基に、「清瀬市立清瀬第三中学校いじめ防止基本方針」を定めることとします。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめは、人間の心の成長の過程で、誰もが行ってしまいう危険性のあるものです。見過ごしてしまうことにより、いじめられた子のみならず、いじめている子にとっても、人格の形成に係る重大な問題となります。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。

いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な対応を進める必要があります。

いじめを根絶するためには、日頃の教育活動を通して、子供たち一人一人の心に響く指導を行い、いじめを生まない土壌づくりのために、全ての教職員が日々実践することが求められます。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

具体的ないじめの態様

- 仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
- パソコンやスマートフォン、携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等をインターネット上に公開されたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする 等

いじめ問題に関する基本的認識

- 1 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと
 - 2 いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行うこと
 - 3 いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っていること
 - 4 いじめはその行為の態様によっては暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること
 - 5 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
 - 6 いじめ問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
 - 7 いじめ問題は、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となってその解決または未然防止に真剣に取り組む必要があること
- ☆児童等は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法第4条より)

2 いじめ防止等の組織

いじめ防止対策委員会

○構成

校長、副校長、主幹教諭（生活指導主任）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該学級担任、相談を受けた教職員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等。（生活指導部会をいじめ防止対策委員会に位置付ける。また、必要に応じて、SCの勤務日に行う特別支援教育校内委員会を臨時会とする。）

○役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめの事実の確認及び対策案の検討
- ・当該生徒への指導及び当該保護者への対応
- ・いじめが発生した、または発生の恐れのある学級の指導体制の強化、及び当該学級への支援
- ・外部組織（警察等）への協力要請
- ・緊急時の対応
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施、及び結果分析

3 いじめの未然防止 ～開発的アプローチ

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめはどの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、日頃から好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることが大切です。また、保護者・地域の理解・啓発を進め、学校外におけるいじめの未然防止を図っていくことも重要です。

未然防止の取組

- 分かる授業づくり
- 「いじめ」「生命尊重」に関連した授業等の実施（赤ちゃんのチカラプロジェクト等）
- 道徳教育の充実
- 人権教育の充実
- 学級・学年活動、学校行事、体験活動等の充実
- インターネットを通じたいじめに対する対策
- 毎朝の「あいさつ＋一言運動」の習慣化
- 教育活動への保護者・地域の参画・協働の推進

4 いじめの早期発見 ～予防的アプローチ

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から生徒との信頼関係を築くことが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいということを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に感じ取り、いじめを見逃さないという能力を向上させることが求められます。また、保護者・地域への情報発信を積極的に行い、地域ぐるみでいじめの早期発見に努めることが大切です。

早期発見の取組

- 生徒の立場に立ち、共感的に理解すること
- 日々の観察
- 教育相談
- 実態調査「ふれあいアンケート」の実施
- 特別支援教育校内委員会での情報提供
- 学校から保護者・地域への情報発信と、保護者・地域からの情報収集

5 いじめの早期対応 ～問題解決的アプローチ

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な対応を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

早期対応の取組

- いじめ防止対策委員会の開催
 - いじめられた生徒や周りの生徒からの速やかな聞き取り
 - いじめられた生徒を徹底して守ることによる、心配や不安の除去
 - 学校全体で情報共有しながら、事実を正確に集約した上での対応策の検討
 - いじめた生徒に、いじめを受けた生徒の苦しみや気持ちに着目させた上での、「いじめは決して許されない行為」であるとの徹底した指導
 - 双方の保護者への丁寧な事実の報告、説明と、保護者と協働した問題解決のための具体策の策定
 - 教育委員会、関係機関との連携
- ※いじめが解消したと思われる場合でも、引き続き十分な観察を行い、継続的に指導を行う。
※教育相談、日記、手紙等で積極的にかかわり、その後の状況について把握すること
※いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に行うべきことを明らかにし、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化すること

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。

いじめが「解消している」状態

- いじめに係る心理的または物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月以上継続して止んでいること
- いじめられた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、当該生徒及び保護者との面談等により確認できていること

上のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎません。「解消している」状態に至ったとしても、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、いじめた生徒、いじめられた生徒、双方について、日常的に注意深く観察する必要があります。

7 重大事態への対応

重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき (いじめ防止対策推進法第28条より)

重大事態が発生した場合は、以下のように対処します。

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（第三者委員会）を設置します。
- (3) (2)の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、警察等）との連携を図ります。
- (4) (3)の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供します。

8 教職員研修

いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図ります。

☆定例の生活指導部会・特別支援教育校内委員会や、スクールカウンセラーとの情報共有の中で
☆職員会議・校内研修会で 実際のいじめを基に事例研究をし、今後の対応の参考とする。

9 家庭・地域との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する生徒等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされています。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要です。

(2) 地域の役割

子供が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子供を見守ることも重要です。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うようお願いいたします。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・保護者会の各種会議や三者面談、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健通信等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進します。
- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめの未然防止、早期発見に対する理解・協力を得るようにします。

10 資料 ～家庭におけるいじめの早期発見のためのチェックリスト

家庭におけるチェックリスト

() 月 () 日

<input type="checkbox"/>	学校へ行きたがらない。
<input type="checkbox"/>	「転校したい。」「学校（部活）をやめたい。」と言い出す。
<input type="checkbox"/>	イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
<input type="checkbox"/>	衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
<input type="checkbox"/>	お風呂に入るのを嫌がったり、裸になるのを嫌がったりする。
<input type="checkbox"/>	学用品や所持品を紛失したり、壊したりしている。
<input type="checkbox"/>	教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、教科書やノートが破れたりしている。
<input type="checkbox"/>	食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
<input type="checkbox"/>	寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
<input type="checkbox"/>	家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
<input type="checkbox"/>	親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
<input type="checkbox"/>	言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹、祖父母に反抗したり、八つ当たりしたりする。
<input type="checkbox"/>	外に出たがらない。
<input type="checkbox"/>	学校の様子を聞いても話したがらない。
<input type="checkbox"/>	不審な電話や嫌がらせの手紙、紙切れ（メモ）などがある。
<input type="checkbox"/>	親の学校への出入りを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。

※少しでも気になることがあれば、担任、養護教諭、管理職等にお知らせください。